

海・山・川の恵みに抱かれ、ともに輝き創造するまち

# 新町まちづくり計画

## [新町建設計画]

令和2年12月改訂版



紀宝町・鵜殿村合併協議会

[目 次] -----

I. はじめに

- 1. 計画策定の趣旨 . . . . . 1
- 2. 計画策定にあたっての方針 . . . . . 1
- 3. 計画の策定体制 . . . . . 2

II. 新町の地域概況

- 1. 新町の位置と地勢 . . . . . 3
- 2. 新町の人口 . . . . . 4
- 3. 新町の産業 . . . . . 5

III. 合併の意義と課題

- 1. 合併を必要とする社会的背景 . . . . . 6
- 2. 合併の意義と課題 . . . . . 7

IV. 新町建設の基本方針

- 1. 将来像・基本理念 . . . . . 8
- 2. 基本目標 . . . . . 11
- 3. 将来指標の見通し . . . . . 15
- 4. 新町の地域構造 . . . . . 16

V. 新町の施策

- 1. 施策の体系 . . . . . 18
- 2. 施策の方向と主な事業
  - (1) 生活環境 . . . . . 19
  - (2) 保健福祉 . . . . . 24
  - (3) 産業振興 . . . . . 28
  - (4) 教育文化 . . . . . 31
- 3. 新町における三重県事業の推進 . . . . . 35

VI. 新町の自治のしくみ . . . . . 37

VII. 公共的施設の統合整備 . . . . . 41

VIII. 財政計画 . . . . . 42

用語解説一覧 . . . . . 49

# I. はじめに

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 計画の位置づけと役割

この計画は、市町村合併特例法第5条に定められた「市町村建設計画」であり、紀宝町と鵜殿村が合併した場合の新町の建設（まちづくり）を総合的かつ効果的に進めることを目的として策定するものです。また、新町が速やかに一体的なまちとなり、住民の暮らしが向上し、かつ、新町全体が均しく発展することをめざすものです。

この計画は、新町のまちづくりを進めるうえでの基本方針として、将来像や基本理念、基本目標などを定めるとともに、その実現に向けた新町の具体的な施策や事業について、体系的にまとめるものです。

この計画は、紀宝町と鵜殿村が合併した場合の基本方針などを住民に提示し、合併の適否について判断する材料となるとともに、合併した場合には、住民と行政とが協働<sup>1)</sup>で進めるまちづくりの基本方針として、ともに共有するものです。さらに、新町が発足した後に策定する総合計画の基礎ともなるものです。また、新町のまちづくりにおいて合併特例法にもとづく財政的な支援措置などを受ける場合には、その前提となる計画です。

### (2) 計画の期間

計画期間は、合併後概ね20年間（平成17年度～令和7年度）を基本とし、長期的な視野をもつべき事柄に関しては、将来展望を含め検討するものとします。

## 2. 計画策定にあたっての方針

- ①この計画は、合併する両町村が、これまでも住民どうしの交流があり、まちづくりにおいても結びつきが強かったことから、新町の基本方針を一から策定するのではなく、両町村の総合計画を基礎に据えたうえで、合併によって何を変え、何を強化するのかをわかりやすく示すものとします。
- ②両町村の総合計画・実施計画にもとづいた事業の抽出を行い、合併することで必要となる事業や一体的な事業を選択することで、両町村の総合計画との整合を図ります。
- ③新町の事業は、ハード、ソフト両面から適切に選択するものとし、合理的で健全な財政運営に裏付けられた計画とします
- ④会議の公開やホームページ、協議会だよりなどを通じて、住民への情報発信と意見収集に努めるものとし、できるだけ住民の意見を反映した計画とします。

<sup>1)</sup> 協働／住民をまちづくりのパートナーと位置付け、まちづくりを住民とじっくり対話しながら進めていく体制づくりを行うとともに、住民の自主的な活動を促進することにより、住民の参加意識の高揚と多様な交流のあるまちづくりを行うこと。

### 3. 計画の策定体制

#### (1) 新町建設計画検討小委員会の設置

新町建設計画（案）の協議・調整を行う組織として、合併協議会に、協議会委員（議会代表や識見者〔住民代表〕）、両町村助役、策定分科会座長で構成する新町建設計画検討小委員会を設置します。

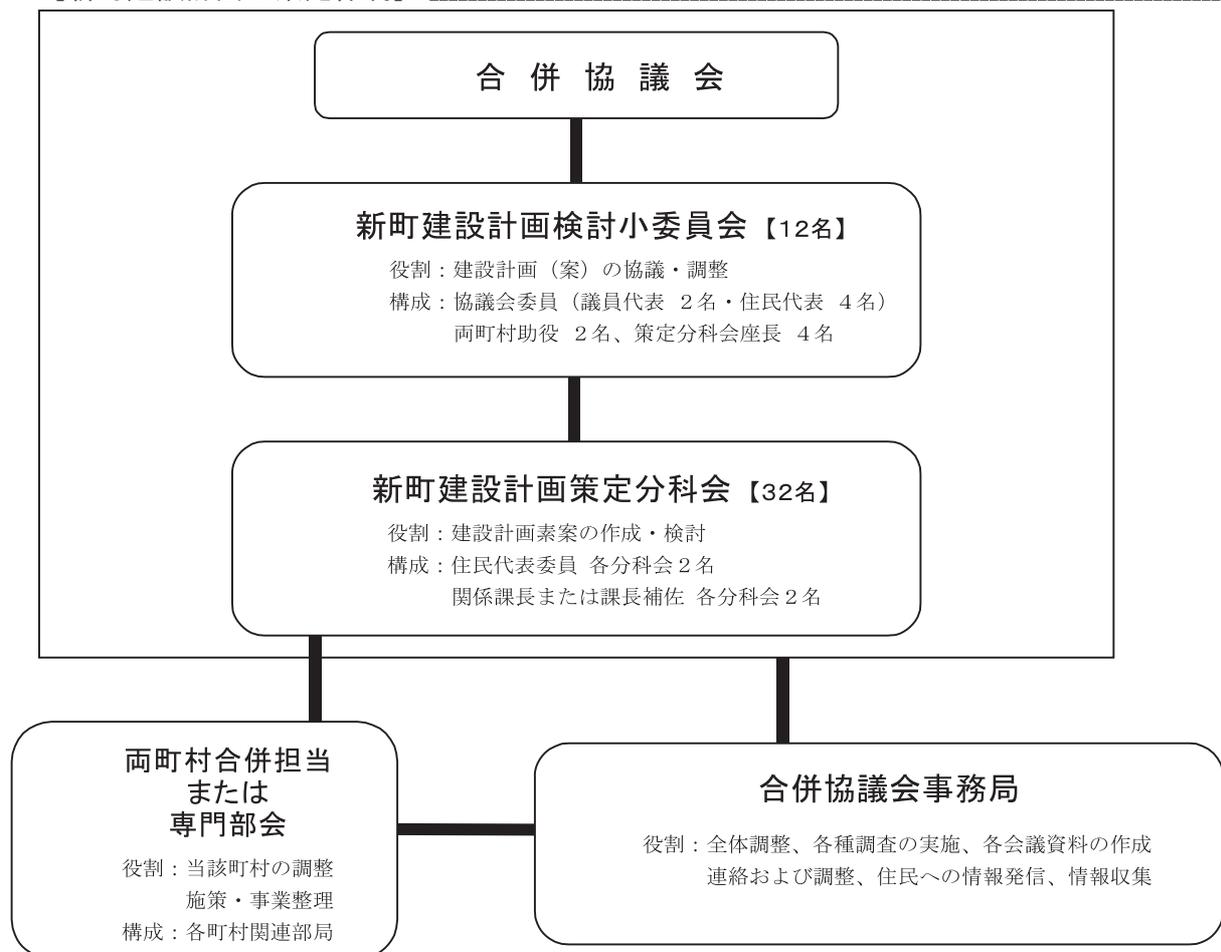
#### (2) 新町建設計画策定分科会の設置

検討小委員会には、実際の作業を行う策定分科会を設置します。策定分科会は、4つの分野別部会に分かれ、主にそれぞれの分野の施策・事業の検討を担い、互いに調整します。

#### (3) 新町建設計画に伴う住民との連携

新町建設計画の策定に住民の意見を反映するために、各種団体などによる懇談会や住民説明会を開催します。

[新町建設計画の策定体制]



## Ⅱ．新町の地域概況

### 1．新町の位置と地勢

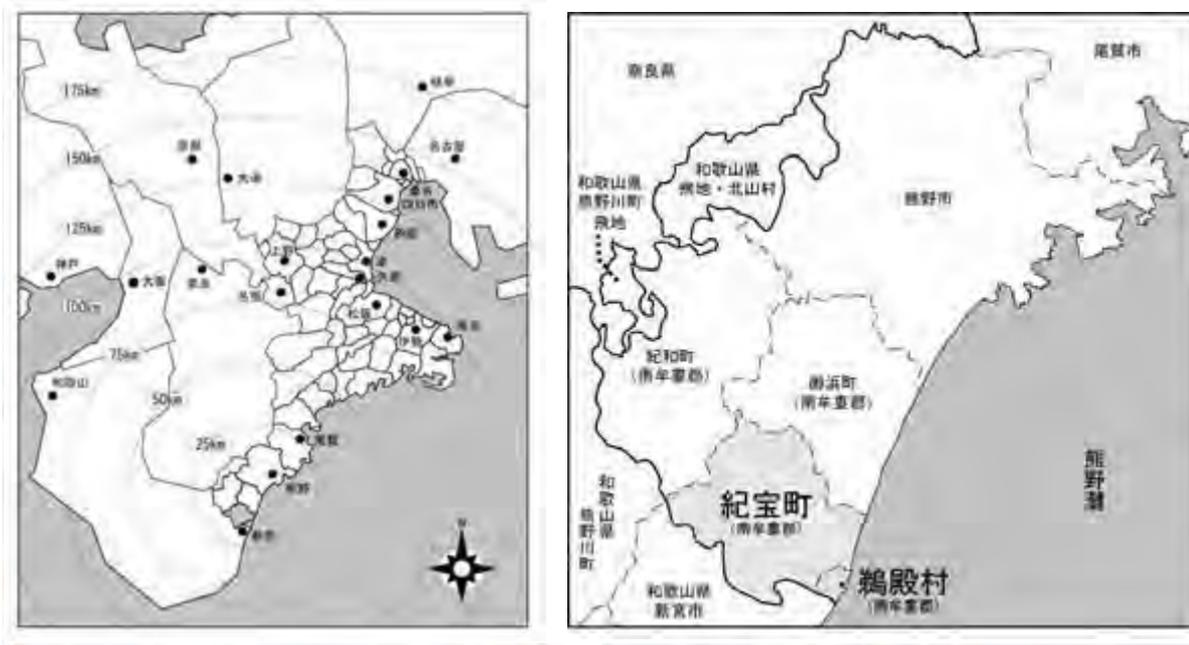
新町は、紀伊半島の南東部に位置し、三重県の南玄関となっています。東は七里御浜で熊野灘に面し、北を御浜町、西を紀和町、南は熊野川を隔てて和歌山県と接しています。そのため、東紀州地域関係市町村との広域行政にも取り組んでいますが、歴史・文化的背景から和歌山県との関係も深く、新宮市などとの県域を越えた連携・交流が盛んな地域でもあります。

また、和歌山県との県境には熊野川が流れ、この流域や七里御浜、奈良県、和歌山県との一部にかけての「吉野熊野国立公園」ともなっています。

新町の面積は79.66k㎡で、北西部には紀伊山地からつながる山塊が広く分布し、南東部には住宅地や商業地をはじめ、港湾を活用した製紙工場や製材工場などが立地しています。

また、町の中央部には、北西部の山々に源を発し熊野川に注ぐ相野谷川が流れています。東部の神内川・井田川を含むこれら河川の流域では、平地には水田が開け、丘陵地にはみかん畑が広がっています。

#### 〔新町の位置〕



〔2004年10月1日現在〕

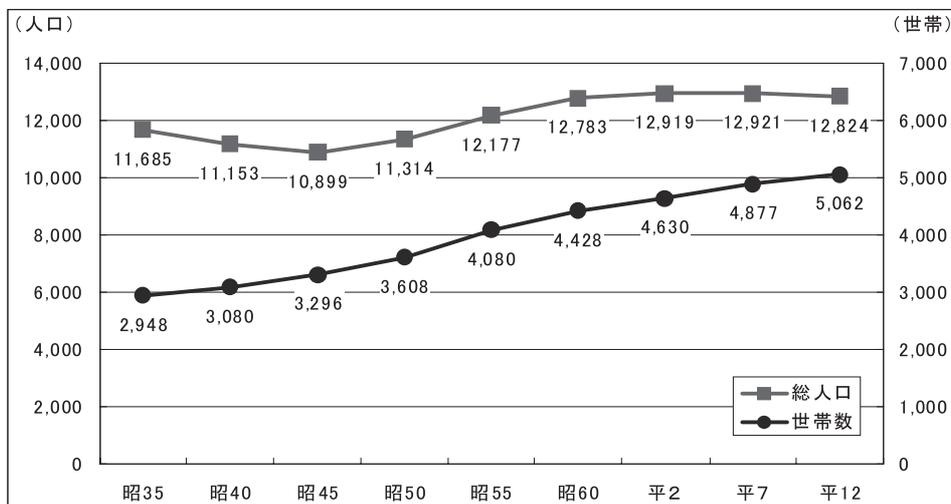
## 2. 新町の人口

新町の人口は、平成 12 年国勢調査によると、12,824 人で、人口動態については昭和 35 年以降、減少の傾向にありましたが、昭和 45 年から平成 2 年までは増加し、平成 2 年以降においては、ほぼ横ばいから減少傾向にあります。

年齢別人口割合については、平成 12 年国勢調査では、年少人口が 16.1%、生産年齢人口が 60.5%、老年人口が 23.4%であり、三重県全体（年少人口：15.2%、生産年齢人口：65.8%、老年人口 18.9%）と比較して、年少人口割合は、県平均レベルであるものの、生産年齢人口割合は低く、老年人口割合は高い構成になっています。平成 2 年と比較して、年少人口が 4.6% 減少する一方、老年人口が 6.6%増加しており、急速な少子高齢化が進んでいます。

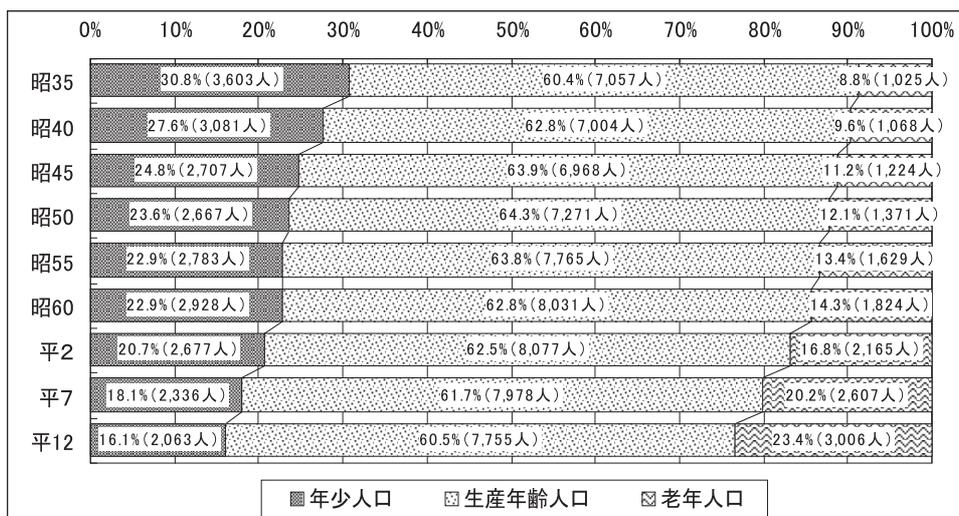
また、世帯数は 5,062 世帯であり、一世帯あたりの平均世帯人員は 2.53 人で、三重県平均 (2.92 人) を下回っており、核家族化も進んでいます。

〔総人口・世帯数の推移〕



資料：「国勢調査」総務省統計局

〔年齢別人口の推移〕



資料：「国勢調査」総務省統計局

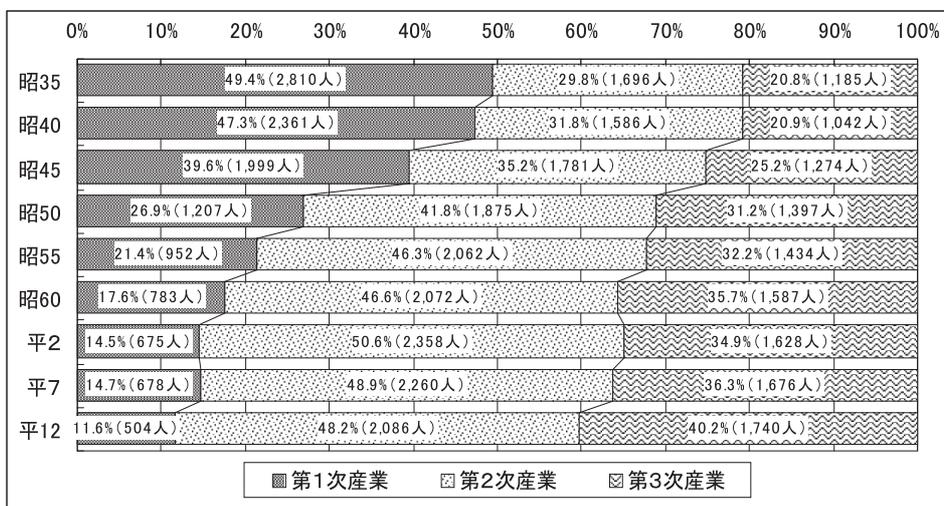
### 3. 新町の産業

新町の産業構造は、就業人口（従業地ベース）で見ると、第1次産業が11.6%、第2次産業が48.2%、第3次産業が40.2%となっており、それぞれ三重県平均（第1次産業：5.4%、第2次産業：36.7%、第3次産業：57.4%）と比較して、第1次、第2次産業の従業者数の占める割合が高くなっています。

昭和35年以降の従業者別の推移をみると、第1次産業は年々減少、第2次産業については、増加の傾向にありましたが、平成2年をピークとして減少傾向に転じ、第3次産業については、年々増加の傾向にあります。

また、新町の純生産額をみると、第1次産業については、生産額が低くほぼ横ばいです。第2次産業については、年によって変動が見られるものの、やや減少傾向にあります。第3次産業については、微増ながら伸びる傾向にあります。

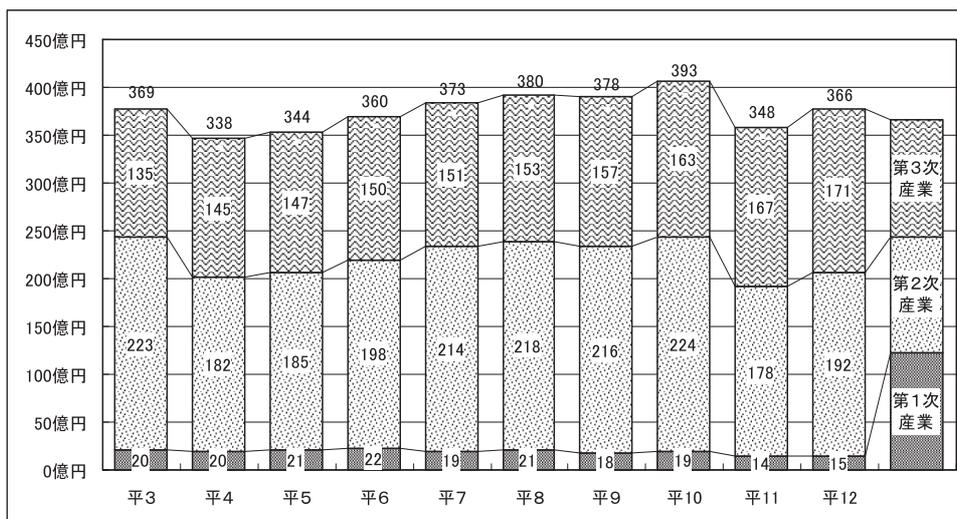
〔就業者数（従業地における）の推移〕



※「分類不能」を除いているため、合計が100%にならない場合がある。

資料：「国勢調査」総務省統計局

〔純生産額の推移〕



※合計値からは帰属利子等を控除するため、第1次～第3次産業の合計とは一致しない。

資料：「三重県の市町村民経済計算」三重県統計情報・分析チーム

# Ⅲ. 合併の意義と課題

## 1. 合併を必要とする社会的背景

### (1) 少子・高齢化の進展

わが国の総人口は、推計により21世紀初頭（平成18年（2006年））にはピークを迎え、その後、人口減少の局面に移行することが確実視され、次世代の担い手減少と高齢者の増加という少子高齢化社会の急速な到来が予測されています。

両町村においても、平成27年には高齢化率が30%を越え、また年少人口や生産年齢人口においても減少が予測され、急激な少子高齢化の進展が見込まれています。

このような情勢においては、医療・福祉・社会保障などサービス需要の増大や税収の減少などによる財政状況の悪化、また地域の活力の低下などが懸念されています。今後の少子・高齢化への対応は、財政面だけでなく、高齢者や子どもの生活・行動圏に適応した施策が、身近な地域において提供されることが重要になります。

### (2) 多様化するニーズ・情報化の進展

住民の多様なニーズに応えるため、行政サービスには、より高度で専門的な対応が求められます。この場合、大切なのは「サービスの効率や量、質」のみではなく、「住民の満足度」を高めることであり、住民ニーズの的確な把握など行政能力の強化が求められます。

また、情報通信技術の急速な進展は、私たちの生活の利便性を大きく向上させるものと期待されています。今後、高度情報通信ネットワークを積極的に活用し、住民生活など各分野の情報化・共有化を促進するとともに、個人情報保護を図りながら、行政情報や行政手続の電子化を進め、電子自治体の実現を促進する必要があります。

### (3) 国・地方における厳しい財政事情

今後、高度経済成長期と異なり、大幅な人口・産業の増大が期待されない中、税収減が懸念されるとともに、国・地方の長期債務残高は平成15年度末には、約695兆円を抱える厳しい財政状況にあります。しかも「三位一体改革」が進めば現在歳入の多くを依存している国・県からの地方交付税や補助金等も今後は減少すると予測されます。

こうした将来懸念される財政バランスの悪化に適切に対処していくためには行財政運営を効率化することが必要であり、市町村合併は極めて有効な行政改革手法のひとつと言えます。

そのため、市町村合併を契機として、職員の政策立案能力の向上や行政機能の高度化・多様化を図るため、人材の確保・育成等の体制整備を促進し、行財政運営や行政施策の効率化をより一層強力に進めていくことが重要です。

## 2. 合併の意義と課題

### (1) 合併の意義

平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、地方分権<sup>2)</sup>が本格的に実行の段階に入りました。「地方分権」は、国と地方とが分担すべき役割を明確にし、地方の自主性、自立性を高めるもので、『分権型社会<sup>3)</sup>』の創造をめざしています。それは、「最も地域の実情にあった施策を、その地域の住民や自治体が自らの責任で判断し、実施することができる社会」です。

つまり、「私たちの地域のことは私たちで」という気持ちこそが大切なのです。私たちは、この合併を契機として、自分たちの地域を、自治のあり方を見直していくことが求められているのです。

新町においては、歴史的な背景や住民相互の交流、共同で事務処理を行っている関係からも、地域が一体となったまとまりのあるまちづくりが求められ、今後到来する分権型社会において重要となる「自治能力」を高めていく必要があります。

### (2) 合併の課題

合併すれば、すべての課題が解消されるというわけではなく、人口が減少するなかで、活力を失わず、持続可能なまちづくりを進める基礎を築いていかなければなりません。

特に、財政面に関しては、合併特例法による財政支援があるものの、概ね20年間の措置であり、それ以降は厳しくなると予想されます。そのため、合併によって効率的な行財政運営を実現することが新町に求められる課題です。

また、新町においては、介護保険や消防・ごみ・し尿処理など、事務処理の効率化などの面から引き続き広域行政の推進が必要です。さらに、他の圏域でも市町村合併が進んでいる状況のなか、地域の競争力を付けていくためには、東紀州地域全体の共通課題への取り組みや、和歌山県、奈良県の市町村との連携、交流を進めることも重要な課題です。



2) 地方分権／県や市町村といった地方公共団体が自主性・自立性をもって、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていくこと。

3) 分権型社会／国の許認可などの関与や規制が少なくなり、個々の地方自治体が、それぞれの地域の実情や住民ニーズに応じた、きめ細かで多様な行政を推進することができる社会。

## IV. 新町建設の基本方針

### 1. 将来像・基本理念

#### (1) 新町の将来像

めざす新町の将来像を次のように描きます。

海・山・川の恵みに抱かれ、ともに輝き創造するまち  
～協働による一体感あふれ、誇りと愛着のもてるまちづくり～

紀宝町、鵜殿村の両町村は、海・山・川の豊かな自然に恵まれ、みんながふれあい、助け合い、明るく豊かな人間性を育んできました。こうしたさまざまな地域資源を生かした、コンパクトできらりと輝くまちづくりを創意と工夫により実現していきます。

まちづくりの主体はこの地域に住むすべての人びとです。だれもが意欲を持って、自らの力を発揮でき主役になれる、人にやさしいまちを創ることが大切です。このため、住民と行政が協働し、地域に誇りと愛着をもちながら、さまざまなアイデアなど住民の息遣いが聞こえるしくみをつくり、一人ひとりのさまざまな可能性が広がるまちづくりをめざします。



## (2) 新町まちづくりの基本理念

### ① これまでの両町村の協調の流れに沿ったまちづくり

紀宝町が鶴殿村を取り囲む地理的条件から、両町村はこれまでも中学校や上水道など一体となってまちづくりを進めてきた歴史があります。

このため、新町はまったく新しい視点に立つのではなく、両町村のこれまでのまちづくりと、互いに協調して進めてきた施策や事業などの経緯を踏まえ、そのうえに立ったまちづくりを進めることが望ましいと考えます。

また、両町村にはそれぞれ豊かな資源があり、これらの資源がもたらす潤い、安らぎ、交流などさまざまな公益的機能を、両町村の人びとは身近に享受することができます。

このような両町村の恵まれた環境（ひと・自然・産業など）が、合併によって1つのまちとして一層緊密な関係を持つことにより、個々の力が合わさり、より活力に満ちた力強いまちになるとともに、コミュニティ<sup>4)</sup>を重視したまちづくりを進めることが可能となります。

こうしたことから、これまでの両町村の協調の流れに沿いつつ、互いの歴史を尊重し、一体感を高めるまちづくりを進めます。

### ② 新町の基礎を固める 20 年間

両町村には、農林水産業や製紙・木材業を基幹とした産業構造により、経済的に豊かな時代がありました。しかし、最近では他の地域と同様に財政状況が年々厳しくなっています。

そのようななか、国は「三位一体の改革」（①国庫補助金の縮減・廃止、②地方交付税の見直し、③地方への税源移譲）による地方財政の改革を進めようとしています。市町村合併にともなう 20 年間の財政的な優遇措置は、財政の急激な悪化を緩和する効果がありますが、この措置が終わる概ね 20 年後以降を見越した財政面での自立が、今後一層求められることとなります。

また、市町村合併が進み、行政基盤が強化されてくると、市町村にはさまざまな権限が移譲され、地方分権が進み、行政面でもさらなる自立が求められることとなります。

こうしたことから、合併後の 20 年間において、「持続可能なまち」の基礎をつくり、分権型社会にふさわしい自立（自律）したまちづくりを進めます。

<sup>4)</sup> コミュニティ／地域社会。ある一定の地理的範囲を伴う、人々が連携して活動する場のことで、町内会、自治会などのことをいう。

### (3) 新町まちづくりの基本方針

#### ① 住民主体のまちづくり

全国的な市町村合併を機に地方分権が進み、そうした中で求められるのは、「分権型社会にふさわしい個性ある自立したまちづくり」であり、住民がまちづくりの「主役」となることが不可欠です。

このため、さまざまな分野で住民自治活動が活発化するように自治や協働のしくみを構築します。

#### ② 行財政改革の断行

両町村の合併は、これまでも協調して取り組みを進めてきた歴史があることから、まちの構造をそれほど大きく変えるものではありません。新たな投資については、合併にともない活用できる「特例債」を十分に検討し、新町のまちづくりに不可欠な事業に限定するとともに、既存の公共施設の有効活用を図るなど、より堅実な行財政運営・改革を一層推進します。

#### ③ 広域行政の展開

事務処理の効率化の面や広域的な課題への対処という面から、引き続き広域行政を推進することが必要です。

これまでの紀南地域での広域行政の継続とともに、地域の活性化を図るため、県も含めた東紀州地域全体での広域行政の展開をめざします。さらには、県域を越えた周辺地域との交流・連携をとり、効率的な行政運営を展開します。



## 2. 基本目標 .....

新町がめざす基本目標を次のように定めます。

### (1) 安心・安全で快適に暮らせるまちづくり【生活環境】

新町は美しい景観を誇る井田海岸や、豊かな流れの熊野川、山間部には飛雪の滝をはじめとする溪谷美豊かな谷川などすばらしい自然環境に恵まれており、良好な居住環境を有しています。しかし、その反面、河川の氾濫・海岸の侵食などによる自然災害や、近い将来に起こることが予測される東南海・南海地震など、住民の生活を脅かす不安要因も併せ持っています。

豊かな自然を守りつつ、そのなかで安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるため、自然環境の保全と防災機能の強化に努めながら、住民の意識を高め、環境保全や自主防災の活動を促します。また、快適な暮らしに向けて、ゆとりある住宅・住環境の向上とともに、公園・緑地や生活基盤の整備を進めます。

また、この地域は、住民の生活や産業活動を支える社会基盤整備が遅れており、新町の発展を支える観点からも、広域的な道路・交通網並びに町内の交流を促す道路・交通網をバランスよく整備するとともに、情報基盤の整備を促進し、情報の共有化に努めます。



## (2) めくもりとやさしさが誘う、健やかで心あふれるまちづくり【保健福祉】

少子高齢化社会の進行の中、子育てや介護などの福祉サービスに対する需要が増大、多様化し、住民の健康づくりや疾病予防に関する意識が年々高まり、生涯にわたる生きがいや健康づくりを支援することや、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが課題となっています。また、活力ある地域社会を築き、明るく住みよいまちづくりを進めていくためには、地域の中でみんなが健康で、支えあいながらともに生きることができるよう保健・医療・福祉の連携を図りつつ、地域や各種団体との協働によるしくみづくりが必要です。

このため、住民だれもが健やかで心豊かに暮らし、健康で長寿のまちづくりを進めるため、コミュニティケア<sup>5)</sup>に主軸をおいた地域福祉の充実を図ります。そのうえで、介護を必要とする高齢者や障害者を地域で見守りながら、いざというときに利用できる介護・福祉サービスや医療体制の充実を図ります。また、安心して子どもを産み、育てられる地域づくりを実現するため、保育施設の整備や保育内容の充実を図りながら、幼児教育や学童保育<sup>6)</sup>を推進し、地域住民、企業の協力のもと、地域ぐるみによる子育て支援体制づくりをめざします。



<sup>5)</sup> コミュニティケア／精神衛生などの分野で、地域社会の場で患者に対するケアを行っていかうとする考え方、または、システム。

<sup>6)</sup> 学童保育／昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等に対し、放課後、保護者に代わって一定時間保育する（預かる）こと。

### (3) 自然の恵みを生かした、賑わいある産業・交流のまちづくり【産業振興】

新町の農林水産業は、豊かな自然環境や温暖な気候など、この地域の特性を生かした柑橘類や水稻などの栽培を主とした農業のほか、地域資源を生かした林業、水産業が営まれています。しかし、過疎化による後継者不足や就業者の高齢化、生產品の価格低迷により地域間の競争力が次第に失われつつあります。

このため、農林水産業における生産性の向上を図るとともに、徹底した品質管理による地域産品のブランド化の確立や、次代の担い手の育成について、地域一体となって取り組みます。また、第1次産業によりこの地域を体感・体験できるグリーンツーリズム<sup>7)</sup>・ブルーツーリズム<sup>8)</sup>事業などを導入し、地域の人々との交流を図ります。

工業については、パルプ製紙工場を中心に、製材工場が立地していますが、大都市圏より遠隔地のため、輸送コストがかさみ、企業経営を圧迫しています。また、商業については、JR鶴殿駅を中心とした国道42号線沿いに飲食店などの店舗が多数点在していますが、店舗の規模が小さいため、住民ニーズの多様化などに対応できにくく、また、近隣への大規模店舗の進出により消費者が流出し、町内の商業活動に大きな影響を及ぼしています。

このため、商工業においては、地域産業全般の発展にかかせない人材育成の強化を図るとともに、事業者に対する経営体質の改善・強化を支援します。また、企業誘致など地域における就業の場を創出するとともに、商工会など関係団体と連携しながら、特徴を生かした特産品づくりや魅力ある商店街づくりを進め、消費者ニーズに応じた新しい販売方法など、総合的な振興を図ります。

新町全域における地域産業については、明確なゾーニング<sup>9)</sup>の形成を図り、第1次産業から第3次産業まですべての業種にわたる相互理解、協調を促すとともに、各分野における専門職員の配置・育成に努め、関係団体との連携を図りながら、地域産業の活性化につながるしくみづくりを進めます。

7) グリーンツーリズム／自然豊かな農山村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

8) ブルーツーリズム／沿岸部において、海辺での生活体験や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

9) ゾーニング／都市計画などで地域を機能別に分けて建物を配置すること。

#### (4) 豊かな心を育む、歴史と文化の薫るまちづくり【教育文化】

この地域のゆったりとした時間の流れは、都会の喧噪のなかでは味わえないものであり、ゆとりのなかからこそ心の豊かさが生まれると言えます。自然に包まれたこの地域ならではの教育、文化活動、スポーツ・レクリエーション<sup>10)</sup>活動によって、地域を愛する人を育み、その人が次代のまちづくりを担うことが必要です。

豊かな心を育む生涯学習のまちをつくるためには、各年齢層に応じた多様で生涯にわたる教育、学習機会の充実などが必要です。

このため、地域資源や人材を生かした「ゆとり教育」を進めつつ、確かな学力と体力を備えられる学校教育を進めるとともに、個々のニーズに従って、だれもが教養や技術、芸能などを主体的に学び、身につけられる学習活動の環境づくりを進めます。

また、歴史と文化を誇れるまちづくりに向けて、熊野古道に関連する文化遺産をはじめ、地域の歴史・文化や、伝統芸能などの継承を大切にし、訪れる人へ、また後世へと引き継いでいきます。

さらに、一人ひとりの人権が尊重される社会の構築をめざし、人権学習や人権啓発活動などを充実させます。



<sup>10)</sup> レクリエーション／余暇時間に行われるスポーツ・芸術・娯楽など。

### 3. 将来指標の見通し .....

新町における20年後までの人口見直しとして、令和2年（2020年）は10,450人、令和7年（2025年）は9,677人程度と予想され、施策推進や事業実施にあたっての基礎数値とします。

#### 【人口の基礎数値】

	平成12年 (国勢調査)	平成17年 (基準年度)	平成22年 (中間年度)	平成27年 (中間年度)	令和2年 (中間年度)	令和7年 (目標年度)
総人口	12,824人	12,648人	11,896人	11,207人	10,450人	9,677人
年少人口	2,063人	1,891人	1,632人	1,391人	1,198人	1,039人
(割合)	(16.1%)	(15.0%)	(13.7%)	(12.4%)	(11.5%)	(10.7%)
生産年齢人口	7,755人	7,545人	6,876人	6,014人	5,324人	4,774人
(割合)	(60.5%)	(59.7%)	(57.8%)	(53.7%)	(50.9%)	(49.3%)
老年人口	3,006人	3,212人	3,388人	3,802人	3,928人	3,864人
(割合)	(23.4%)	(25.4%)	(28.5%)	(33.9%)	(37.6%)	(39.9%)

※平成12年、17年、22年、27年の人口は、国勢調査の調査結果を用いた。

※令和2年、令和7年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値を用いた。



## 4. 新町の地域構造 .....

### (1) ゾーンの方針

新町の一体的な発展に向けて、それぞれの地域の特性を生かし、役割分担しながら連携し合う地域づくりを進めるため、次の4つのゾーンを設定します。

#### ①市街地にぎわいゾーン

市街地にぎわいゾーンは、商工業の集積地域であり、高密度の住宅地域にもなっています。

このため、人が集まり、賑わいを生み出す地域として、都市環境の整備を進めるとともに、密集市街地の防災対策を進め、安全なまちづくりを展開します。さらに、情報機能を強化し、新町から内外への情報発信の拠点づくりを進めます。

#### ②農住いきいきゾーン

農住いきいきゾーンは、生産性の高い営農基盤のさらなる充実による農業の振興を図るとともに、河川沿いの平坦部や丘陵地を中心として、田園風景の保全並びにゆとりある快適な暮らしを送れる農住環境づくりを進めます。

#### ③森林やすらぎゾーン

森林やすらぎゾーンは、豊かな森林が広がっており、林業生産基盤の整備や計画的な間伐、育林などを促進し、山林保全・水源かん養など公益的機能の保全や治山対策を図るとともに、豊かな自然環境を活用したやすらぎの空間づくりを進めます。

#### ④里山ふれあいゾーン

里山ふれあいゾーンは、人と自然が共生したうるおいある空間の保全を図るとともに、自然の中で楽しむ体験学習・レクリエーションなどを通じ、地域をはじめ都市とのふれあい・交流・癒しの環境づくりを進めます。

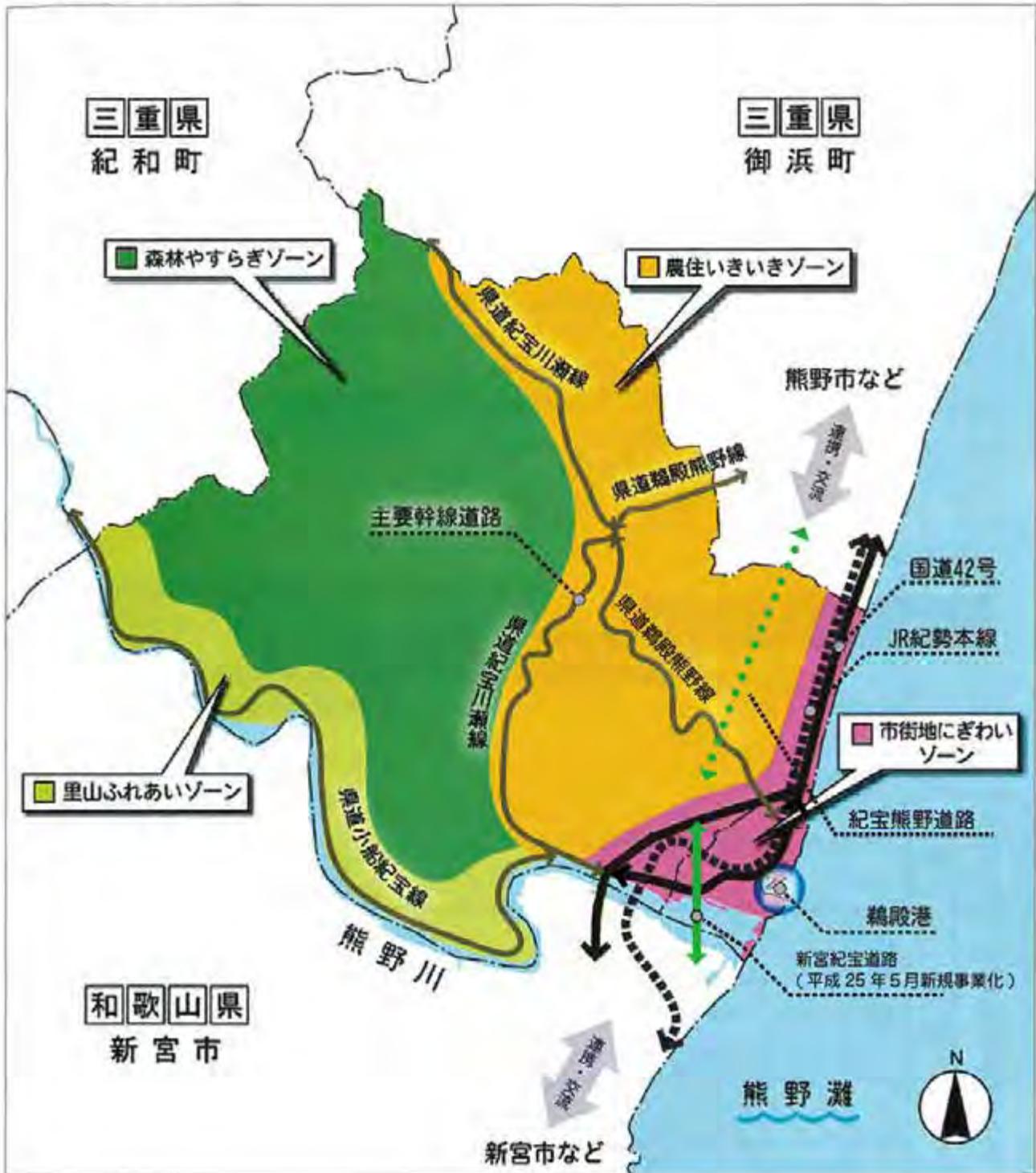
### (2) ネットワークの方針

ゾーンごとの整備と合わせ、住民相互の交流による一体的なまちづくりを進めるため、新町内を結ぶ幹線道路の整備を進めるとともに、町民バスを継続し、充実していきます。

さらに、一般国道42号新宮紀宝道路、一般国道42号紀宝熊野道路の早期完成や、国道168号の代替道路として県道の整備や熊野川中流における橋梁整備の取り組みを進め、県も含めた東紀州地域全体での地域行政や県境を越えた周辺地域との広域的な交流・連携基盤としての強化を図ります。

また、JR紀勢本線の輸送力の充実と駅周辺環境整備を図るとともに、鵜殿港の多面的な活用を図ります。

[地域構造イメージ図]



# V. 新町の施策

## 1. 施策の体系

《将来像》

海・山・川の恵みに抱かれ、ともに輝き創造するまち  
～協働による一体感あふれ、誇りと愛着のもてるまちづくり～

《基本理念》

- ① これまでの両町村の協調の流れに沿ったまちづくり
- ② 新町の基礎を固める20年間

《基本方針》

① 住民主体のまちづくり

② 行財政改革の断行

③ 広域行政の展開

《基本目標》

賑わい集い、みんなが主役のまちづくり（分権・自治）

(1) 安心・安全で快適に暮らせるまちづくり  
(生活環境)

- ① 自然環境の保全と活用
- ② 防災・安全対策の推進
- ③ 生活環境の充実
- ④ 生活基盤の整備

(2) ぬくもりとやさしさが誘う、健やかで心あふれるまちづくり  
(保健福祉)

- ① 保健・医療の充実
- ② 社会福祉の充実
- ③ 保育・子育て支援の充実
- ④ 社会保障の充実

(3) 自然の恵みを生かした、賑わいある産業・交流のまちづくり  
(産業振興)

- ① 農林水産業の振興
- ② 商工業の振興
- ③ 観光・交流の振興

(4) 豊かな心を育む、歴史と文化の薫るまちづくり  
(教育文化)

- ① 学校教育の充実
- ② 生涯学習の推進
- ③ 地域文化の振興
- ④ 人権の尊重

《施策の方向》

## 2. 施策の方向と主な事業 .....

### (1) 安心・安全で快適に暮らせるまちづくり（生活環境）

#### ①自然環境の保全と活用

##### 【自然環境の保全】

- 恵まれた豊かな自然を守りつづけるため、緑化環境や水質の保全を図り、自然とふれあい親しむことができる環境づくりを進めます。
- 七里御浜（井田海岸）の侵食対策やウミガメ保護を含めた海岸の保全に取り組むとともに、七里御浜防風林の植栽などにより美しい自然景観の保護に努めます。
- 熊野川の河川環境の向上に向けて、関係機関と連携を図りながら、住民とともに考え、流域が一体となって取り組んでいきます。また、相野谷川、神内川、井田川などの河川改修や環境の整備に協力、連携します。

##### 【環境美化の推進及び生活環境の保全】

- 住民に対し、環境美化への意識啓発に努めるとともに、循環型社会<sup>11)</sup>の形成や花づくり運動など美しいまちづくりを協働のもとに進めます。
- 生活環境の保全を図るため、引き続き環境調査を行い、監視体制を強化します。

##### 【自然に親しめる場の整備】

- 動植物の生態系の保護を図るとともに、親水公園や親水護岸の整備など自然とふれあい親しめる場の創出に努めます。
- 自然に対する理解を深める活動を支援し、飛雪の滝キャンプ場周辺における遊歩道など、行政と地域住民、ボランティア<sup>12)</sup>等の団体が協働して、里地里山を生かした自然と遊ぶ場の創出に努めます。



<sup>1)</sup> 循環型社会／廃棄物等の発生を抑制し、排出された廃棄物等については、できるだけ資源として利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会のこと。

<sup>2)</sup> ボランティア／誰もが、自分でできることを自分の意思で周囲と協力しながら無償で行う活動のこと。

## ②防災・安全対策の推進

### 【防災体制の確立】

- 地震や風水害による浸水対策、高潮対策、津波対策、急傾斜地保全対策、土砂災害予防対策など、自然災害への備えを強化します。
- 地域防災計画に基づき、住民・行政・企業が一体となって災害に即応できる実践的かつ弾力的な体制整備を進めます。
- 地区ごとに自主防災組織を育成し、災害に対する基礎知識の向上に努め、「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災の原点を周知徹底し、防災意識の高揚を図ります。
- 近い将来発生が予想される大規模な地震・津波などの自然災害に備え、避難場所の整備および避難路の指定などを計画的に進めます。
- 緊急時の情報伝達を迅速かつ正確に行うため、防災行政無線や同報無線のほか、インターネット<sup>13)</sup>やケーブルテレビ<sup>14)</sup>を活用した防災情報の提供や連絡体制を確立します。

### 【消防・救急体制の整備】

- 消防団組織の充実や消防資機材などの設備の整備を進めるとともに、救急業務については、円滑な活動を推進するため、熊野市消防本部との連携を図りながら、施設整備や救急救命士の養成など救急体制の充実・強化を図ります。
- 住民一人ひとりが災害に対する心構えを高め、災害時における迅速且つ適切な活動が行えるよう初期消火訓練や救命救助にかかる講習会を熊野市消防本部との連携を図りながら進めます。
- 製紙・製材事業所における万一の大規模火災に備え、機材の充実および自衛消防隊との連携を強化します。
- 消火栓、防火水槽などの消防水利施設を地域の実情に応じて整備充実を図ります。

### 【防犯・交通安全対策の推進】

- 交通安全対策協議会や交通安全協会などの関係機関と連携し、子どもから高齢者までを対象にした交通安全指導や啓発に努め、地域ぐるみでの交通安全に対する意識の高揚を図ります。
- 警察など関係機関との連携のもと、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備を進めます。
- 防犯灯など設備の充実を図るとともに、防犯委員会や青少年健全育成町民会議と連携し、地域ごとの自主的な防犯・非行防止活動の活性化を促進します。
- 安心な消費生活の確保のため、消費者行政の充実を図ります。

<sup>13)</sup> インターネット／各地に散在するコンピュータネットワーク同士を専用線によって接続した巨大なネットワークのこと。

<sup>14)</sup> ケーブルテレビ／テレビの有線放送（ケーブルテレビ）サービス。同軸ケーブルや光ファイバーを利用してテレビ番組を加入者に配信する。

### ③生活環境の充実

#### 【住環境の整備】

- 公有地や空き地、空き家の有効活用を図り、住宅地の確保による定住促進を図ります。
- 住宅地などの民間開発については、宅地造成にかかる指導要綱などをもとに、開発行為に対する適切な指導を行い、無秩序な乱開発の抑制や周辺環境と調和した開発の誘導に努め、良好な住宅地の形成を促進します。
- 手すりの設置、段差の解消などを支援し、高齢者や障害者にやさしい住まいづくりを進めます。

#### 【公園・緑地の整備】

- 地域の特性や自然を活かしながら、子どもたちの遊び場や住民の憩いの場として、公園・広場の有効活用が図られるよう、地域住民とともに管理や整備を進めます。
- 潤いとやすらぎのある緑豊かな街並みを形成するため、河川周辺や道路沿線等において、地域住民との協働による植栽や花壇の整備などの景観づくりを進めます。

#### 【上水道・生活排水等処理施設の整備】

- 安全・安心なおいしい水を安定して供給するため、施設の更新・耐震化や老朽管の布設替え、未給水地域の解消などの整備を計画的に取り組みます。
- 生活排水を適正に処理し、河川や海の水質汚濁を防止するため、町営浄化槽の設置の普及・促進に努めるとともに、生活排水に対する住民意識の向上を図ります。
- 広域で取り組んでいる火葬場については、施設の老朽化及び構成市町村の加入に伴う施設改修に向け構成市町村とともに進めます。

#### 【ごみ処理対策の推進】

- 住民によるリサイクル活動や、ごみの減量化、再資源化による循環型社会のまちづくりを進めます。
- ごみの分別やごみ出しルールなどについての排出意識を高めるとともに、新たな可燃ごみの処理方法及びごみ処理の広域化に向け検討を進めます。
- 住民と行政との協働による監視体制を強化し、不法投棄の防止を図るとともに、産業廃棄物の適正処理に向けた指導を図ります。

## ④生活基盤の整備

### 【計画的な土地利用の推進】

- 国土利用計画などにもとづき、住民参画による計画的な土地利用を進めます。
- 土地の実態を総合的に把握し、土地の効率的利用を図るため、一筆毎の正確な調査である地籍調査等を進めます。

### 【道路網の整備】

- 一般国道42号新宮紀宝道路、一般国道42号紀宝熊野道路の早期完成、熊野川中流における橋梁整備に向けて、一つのまちとして優先順位を明らかにしたうえで国などへ働きかけます。
- 新町内の国道42号、県道をはじめ、新町周辺の国・県道の整備・改良を働きかけ、広域的な交通ネットワークの確立をめざします。
- 住民どうしの交流と産業の活性化に資するため、広域幹線道路と新町内を結ぶ生活道路網の整備を計画的に進めます。
- バリアフリー<sup>15)</sup> やユニバーサルデザイン<sup>16)</sup> に配慮しながら、歩道の改良・整備を進め、高齢者や障害者だけでなく、全ての人が利用しやすい道づくりを進めます。

### 【公共交通の充実】

- 熊野古道への観光入込客などに配慮しつつ、鉄道および路線バスの利便性向上に向け増便などを関係機関に働きかけます。
- 町民バスについては、新町での生活利便性や住民間の交流促進など総合的な視点から運行路線を再編し、町民の身近な交通機関としての充実に努めます。
- 駅など公共交通施設におけるバリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備を進め、誰もが安心して利用できるための整備を促進します。

### 【海岸・港湾の整備】

- 地域の拠点港としての役割を果たすため、老朽化した港湾施設の更新や修繕を促進します。
- 地域の親水空間としての活用を図るため、関係機関との連携のもと、海岸を保全するなど交流とうるおいある港湾海岸づくりに努めます。

### 【情報化の推進】

- コミュニティ、教育、福祉、健康、防災、環境などの面での情報システム、および行政情報の受発信に向けて、ケーブルテレビやインターネットの活用を図り、情報の共有化と住民の一体感の醸成に努めます。
- 地域の情報化を進めるため、インストラクターの養成や講座の開設などにより情報化に対応できる人材の育成に努めます。
- 庁舎内および公共施設間の情報基盤の整備を行い、公共サービスの充実に努めます。

<sup>15)</sup> バリアフリー／日常生活を営むうえで妨げとなるあらゆる障害（バリア）を除去すること。道路、施設などのハード面だけでなく、心理的な障害をなくすことも含めて用いられる。

<sup>16)</sup> ユニバーサルデザイン／障害者、高齢者、健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

◆主要な施策および取り組みなど

項 目	主要な施策および取り組みなど
①自然環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■河川改修・環境の整備</li> <li>■森林環境の保全と創造</li> <li>■身近な環境美化活動の推進</li> <li>■花づくり運動・緑化の推進</li> <li>■動植物の生態系の保護と自然に親しめる場の創出</li> </ul>
②防災・安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■防災行政無線施設統合の整備</li> <li>■地域防災計画の策定</li> <li>■防災情報ネットワークの構築</li> <li>■各種消防防災施設・設備の整備</li> <li>■自主防災組織の育成支援</li> <li>■耐震診断・耐震補強の推進</li> <li>■交通安全・防犯施設の整備</li> </ul>
③生活環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■住宅用地の整備</li> <li>■浸水対策事業の推進</li> <li>■公園・広場、ポケットパーク<sup>17)</sup>の整備</li> <li>■上水道施設の整備</li> <li>■合併処理浄化槽設置の推進</li> <li>■資源循環型社会の構築</li> <li>■不法投棄の監視・防止</li> </ul>
④生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国土調査（地籍調査）の推進</li> <li>■町道道路・橋梁改良事業</li> <li>■県道道路改良事業</li> <li>■町民バス運行事業</li> <li>■港湾の活用促進</li> <li>■情報ネットワークの構築</li> <li>■I T<sup>18)</sup>環境の充実</li> </ul>



<sup>17)</sup> ポケットパーク／集合住宅や団地・道路脇に附属した小さな公園。

<sup>18)</sup> I T／Information Technology の略で、情報技術の意。情報通信技術からその応用利用場面まで広く利用され、コンピューターやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称して言う。

## (2) めくもりとやさしさが誘う、健やかで心あふれるまちづくり（保健福祉）

### ①保健・医療の充実

#### 【健康づくりの推進】

- 保健・医療・福祉や教育の連携を図りながら、「自分の健康は自分で守る」という意識の啓発に努め、住民主体のさまざまな健康づくり活動を進めます。
- 健康づくりの活動拠点として温泉資源を活用した温浴施設や、森林などの地域資源を生かした施設の整備に努め、健康文化のまちづくりを新町全体に拡大していきます。
- 心の健康づくりに向けて、地域住民どうしのあたたかい関係づくりを進め、ふれあい、支え合いによる地域づくりを展開します。
- 保健・福祉・医療の統合連携による新システムを構築し、県や近隣市町村とも連携を図りながら組織の充実や施設の整備を推進します。

#### 【保健予防の推進】

- 理学療法士などの専門職員の配置・育成により、住民の健康管理体制の向上を図るとともに、健康に対する意識の高揚に努めます。
- 健康相談や各種検診などの保健事業を充実させ、生活習慣病予防や障がいの早期発見・早期対応、寝たきり・認知症などの介護予防を図ります。
- 妊産婦健診、乳幼児健診などの母子保健事業を充実させるとともに、子育てにかかわる相談・支援体制を確立し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。
- 感染症予防や生活習慣病予防対策の充実に向けて、県などの関係機関との連携を図ります。

#### 【医療体制の充実】

- 在宅診療・遠隔診療など相野谷診療所の整備や機能強化を図るとともに、紀南病院などと連携し、健康増進、疾病予防、早期発見、早期治療、リハビリテーションに至る一貫した地域医療体制を確立します。
- 救急医療の充実に向けて、救急医療情報システムの周知を図るとともに、国や県との連携を強化します。



## ②社会福祉の充実

### 【地域福祉の充実】

- 福祉に対する住民意識を高揚し、住民主体の福祉活動を促進するとともに、地域福祉の中核を担う人材を育成し、民生・児童委員やNPO<sup>19)</sup>・ボランティアグループ、社会福祉協議会と行政とが連携し、役割分担することによって地域福祉のネットワークを形成します。
- 社会福祉協議会の組織機能の強化を促し、地域のコミュニティ組織との協働による事業展開を働きかけます。
- 施設面でのバリアフリーを計画的に進めるとともに、心のバリアフリー<sup>20)</sup>を進める活動を展開し、ノーマライゼーション<sup>21)</sup>理念の普及を図ります。

### 【高齢者福祉の充実】

- 高齢者が住み慣れた家や地域で孤立することなく、安心して自立した生活が送れるよう、老人クラブ活動やシルバー人材センター<sup>22)</sup>への社会参加や生きがいづくりを支援するとともに、相談や生活支援サービスを充実させます。
- 保健事業やデイサービス<sup>23)</sup>機能を兼ね備えた福祉施設などを充実させるとともに、訪問相談などのきめ細かなサービスの提供に努めます。
- 地域での相互見守りなど、介護保険・保健福祉サービスと協調したコミュニティケアなど居住地福祉<sup>24)</sup>の充実を図ります。
- 介護を要する高齢者に対し、個々の状況に応じた介護保険サービスの充実を図ります
- グループホーム<sup>25)</sup>の整備、相談体制の充実など、認知症高齢者への支援施策を充実させます。

### 【障がい者(児)福祉の充実】

- 障がい者(児)の自立を促すため、雇用・就業対策を進めるとともに、文化、スポーツ、レクリエーション活動など、社会参加・交流の場を充実させます。
- 施設サービスだけでなく、訪問相談などのきめ細かなサービスの提供に努めるとともに、地域住民との交流・参画によるコミュニティケアを促進します。
- 障がい者(児)の生活を支えるため、総合支援サービスの充実を図るとともに、障がい者(児)のためのサービス調整や相談などを行うしくみづくりを進めます。
- 障がい者(児)に対する保育、教育を充実させます。

### 【一人親家庭への支援の充実】

- 一人親家庭への相談・支援体制を強化するとともに、福祉関係団体との交流活動の充実に努めます。

19) NPO/Non-Profit Organizationの略。民間非営利団体。継続的、自発的に社会活動を行う、営利を目的としない市民活動団体。

20) 心のバリアフリー／全ての人々が安心して暮らせるまちをつくりあげるため、それぞれの立場をお互い理解し、心のつながりを持つことによって実現しようとする事。

21) ノーマライゼーション／社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方

22) シルバー人材センター／高齢者に地域社会の臨時的・短期的な仕事を提供することを目的とする団体。1986年に高齢者雇用安定法で法制化。

23) デイサービス／在宅介護を要する老人のための入浴・食事・日常動作訓練、また介護方法の指導などを行う福祉サービス。

24) 居住地福祉／高齢者や障害者が施設に入ってケアを受けるのではなく、住んでいる所で様々な福祉サービスを受けようという考え方。

25) グループホーム／高齢者や障害者が共同生活を営む施設において、入浴、排泄、食事等の介護等、日常生活上での世話及び機能訓練を行うサービス。

### ③児童保育・子育て支援の充実

- 保育所の統廃合や幼保の役割分担、一元化などを検討する一方、核家族化や女性の就労環境の変化に応じた延長保育や低年齢児保育などの保育サービスの強化に努めるとともに、一時保育の実施に向けた保育体制の充実を図ります。
- 民生・児童委員や子育てグループなどとの連携・協働のもと、ボランティア・NPOを中心とした地域ぐるみによる子育て支援体制の充実を図ります。
- 子育て中の親が気軽に集い・交流し、語り合いながら不安や悩みを解消するための場づくりや相談機能の強化を図り、総合的な子育て支援を進めます。
- 小学校低学年の放課後児童対策として、学童保育の充実に努めます。
- 子どもたちの安全な居場所や遊び場を確保するため、公園や広場などの整備を進めるとともに、学校の空き教室などの有効活用を図ります。

### ④社会保障の充実

- 低所得者世帯への生活保護制度など、国や県の進める制度の充実を働きかけるとともに、民生・児童委員や関係機関との連携のもと生活相談・指導体制の充実を図ります。
- 国民健康保険制度を周知し、加入の促進と保険税（料）の収納率の向上による事業運営の安定化に努めるとともに、健康に関する事業を推進し、医療費の抑制を図ります。
- 国民年金制度の周知や加入の促進などを関係機関と連携を図りながら、無年金者の解消に努めます。
- 介護保険については、介護サービス基盤の強化を図るとともに、紀南介護保険広域連合と連携し、相談・苦情処理窓口の充実に努めます。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、一人親家庭に対する医療費助成や各種手当については、県などの関係機関との連携のもと、制度の維持・充実に努めます。



◆主要な施策および取り組みなど

項 目	主要な施策および取り組みなど
①保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■健康づくり活動の推進・支援</li> <li>■健康増進事業</li> <li>■健康増進施設整備事業</li> <li>■各種健（検）診事業</li> <li>■相野谷診療所改築事業</li> <li>■救急医療体制の充実</li> </ul>
②社会福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ボランティア・NPO活動などの支援</li> <li>■地域福祉ネットワークの構築</li> <li>■社会福祉協議会の充実</li> <li>■シルバー人材センター活動支援</li> <li>■地域相互見守り体制の充実</li> <li>■介護保険サービスの充実</li> <li>■障害者(児)生活・自立の支援</li> <li>■一人親家庭への相談・支援体制の充実</li> </ul>
③児童保育・子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育所新築事業</li> <li>■延長保育や低年齢児保育など保育サービスの充実</li> <li>■子育て支援ネットワークの構築</li> <li>■学童保育の整備・充実</li> <li>■公園や広場など遊び場の整備</li> </ul>
④社会保障の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■社会保障の充実 (国民健康保険、介護保険、生活保護制度等)</li> </ul>



### (3) 自然の恵みを生かした、賑わいのある産業・交流のまちづくり（産業振興）

#### ①農林水産業の振興

- 農林水産物の高付加価値化による市場での優位性を高めるため、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合などを中心に関係機関との連携を強化し、柑橘類や水稲など地域産品のブランド化を図ります。
- 農林水産業を支える担い手の育成や経営力強化を図るため、県などの関係機関と連携し、幅広い年齢層が就業できる環境づくりを支援します。
- 農地の保全と安定的な生産を可能にするため、農地の流動化や受委託の調整などを行う地域営農組織の充実を図ります。
- 作業の省力化や生産性の向上のため、ほ場整備、農道、ため池、用排水路などの農業基盤整備を進めます。
- 耕作放棄地や遊休農地を解消するため、農業体験や健康づくりを目的とした市民農園の開設などの有効利用を図ります。
- 生産者の顔が見える安全・安心な食材の提供を図るため、生産者団体などと連携し、地元でとれた農林水産物を地元で消費する地産地消<sup>26)</sup>システムを積極的に進めます。
- 優良材の生産に向けて、森林組合などを中心に関係機関と連携し、間伐などによる森林の適正管理に努めるとともに、森林環境の保全を図りつつ、林道や作業道などの農業基盤整備を進めます。
- 稚魚の放流など作り育てる漁業の振興を図るとともに、漁業協同組合などを中心に関係機関と連携し、漁場の環境整備を進め、水産資源の安定確保に努めます。

#### ②商工業の振興

- 商工業の振興のため、活動拠点となる施設整備を図りながら環境整備に努め、新たな賑わいが根付き、地域の高齢者などにも適応した商工業戦略を展開します。
- 商店街への移動手段の確保を図るため、町民バスの有効的な活用を図ります。
- 商工業の活力向上のため、商工会を中心に関係機関などと連携し、情報化やリーダーの育成を支援するとともに組織力の強化・充実に努めます。
- 地場産業の活性化を図るため、環境の保全に配慮しつつ、港湾機能の充実や利用の拡大に努めます。
- ベンチャービジネス<sup>27)</sup>やコミュニティビジネス<sup>28)</sup>など新たな産業の創出を促進するため、県などの関係機関と連携し、起業活動や人材育成を支援します。

<sup>26)</sup> 地産地消／「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解や信頼を深める取組みとして期待されている。

<sup>27)</sup> ベンチャービジネス／専門技術を駆使して新事業を開発する創造的ビジネスのこと。

<sup>28)</sup> コミュニティビジネス／地域住民が地域内の問題解決と生活の質の向上を目指す地域の元気づくりのための事業や地域資源を活かして環境、福祉、教育などの幅広い分野でまちづくりと連携して進めるビジネスのこと。

- U I J ターン<sup>29)</sup> 者などの雇用促進を図るため、ハローワークや県・学校・地元企業など関係機関との連携を強化し、人材の確保や後継者育成を支援するとともに、高齢者や女性、障害者を含めたすべての勤労者が安心して働くことができる就労環境の整備に努めます。
- 企業誘致を積極的に進めるため、優遇制度の活用を検討するとともに、優良企業などに関する情報収集に努めます。
- 太陽光や風力、バイオマス発電<sup>30)</sup> など、豊かな自然を生かした環境にやさしい自然エネルギーの活用を検討します。

### ③観光・交流の振興

- 世界遺産登録により、熊野古道を行き交う観光客に向けて、住民や関係団体とともに、新たなふれあい・交流が生まれる事業の展開を図ります。
- 世界遺産である熊野川や御船島などの観光資源をさらに磨き上げ、紀南ツアーデザインセンター<sup>31)</sup> や地域住民との連携協働のもと、エコツーリズム<sup>32)</sup> を推進し、観光産業の創出に努めます。
- 集客交流や保健関連への利用など地域の活性化を視野に入れた温泉施設等の整備を進め、たまり場的な機能を兼ね備えた活用を図ります。
- ウミガメ公園の集客交流機能を活用し、新町などにおける観光情報の効果的な発信により、観光資源のPRに努め、地元特産品などの販売促進を図ります。
- 豊かな自然や農林水産資源を生かした、観光農園、農林漁業体験、農村生活体験など、体験型の集客交流の促進を図ります。
- 新町内のさらなる交流や連帯感の醸成を図るため、催し物やイベントなどへの積極的な参加を促します。
- 県や近隣市町村などと連携を図りながら、紀南中核交流施設の活用など多種多様な集客交流を促進します。
- 国際化に対応できる人材の育成を図るため、海外派遣事業の充実に努めるとともに、住民の意識を高め、国際交流の輪を広げます。



<sup>29)</sup> U I J ターン／都市に居住する人が卒業、就職、転職などを機会に、故郷(Uターン)や故郷に近い地方(Jターン)、あるいは自分の出身地以外の地方(Iターン)へ居住を移すこと。

<sup>30)</sup> バイオマス発電／食品廃棄物や家畜のふん尿、剪定樹木・木くずを発酵させ、発生したメタンガスを燃料として発電するもの。

<sup>31)</sup> 紀南ツアーデザインセンター／紀南地域の観光・集客交流事業対策として当地域の自然・文化資源などを活用し、観光・集客交流事業のあるべき方向性を示し、地域(民間)に具体的な行動の機会を提供する拠点施設として設置。

<sup>32)</sup> エコツーリズム／自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

◆主要な施策および取り組みなど

項 目	主要な施策および取り組みなど
①農林水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域産品ブランド化の推進</li> <li>■担い手の育成・経営力の強化</li> <li>■地域営農組織の充実</li> <li>■地産地消の推進</li> <li>■地域に開かれた農林水産業の展開</li> <li>■農林水産生産基盤の整備</li> </ul>
②商工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>■産業振興拠点施設整備事業</li> <li>■商工業活動支援事業</li> <li>■新産業創出の支援</li> <li>■雇用創出への支援</li> <li>■企業誘致の促進</li> </ul>
③観光・交流の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>■観光・交流産業創出の促進</li> <li>■体験型集客交流の促進</li> <li>■観光情報の発信</li> <li>■集客交流拠点施設整備事業</li> <li>■賑わいある交流の創出支援</li> <li>■国際化の推進</li> </ul>



## (4) 豊かな心を育む、歴史と文化の薫るまちづくり（教育文化）

### ①学校教育の充実

#### 【幼児教育の充実】

- 幼保の役割分担、一元化を検討しつつ、体験を通じた豊かな人間性の基礎を育み、基本的な生活習慣などを身につけられるよう幼児教育の充実を図ります。
- 家庭教育の果たす役割を再考し、小学校、幼稚園および保育所との連携を深め、心豊かなたくましい子ども達を育てるしくみづくりを進めます。

#### 【義務教育の充実】

- 安全かつ快適な教育環境を提供するため、校舎などの教育施設については、老朽化による危険性・緊急性の高いものから、計画的に改修・整備を進めるとともに、住民の意見を尊重しつつ、地域の実情に応じた小・中学校の統合・再編を検討します。
- 地域に開かれた学校をめざすため、保護者、地域住民、学校、行政の連携を図り、地域の人材を学校教育に活用するとともに、子どもたちを見守る意識を育て、地域教育力の向上に努めます。また、地域の活動拠点として、学校施設の開放を進めます。
- 一人ひとりの個性を伸ばす教育を行うため、少人数教育などきめ細かな指導の実現に向けて国や県に働きかけるとともに、さまざまな教育活動の充実を図り、豊かな心と創造力を養い、「生きる力」を育む教育を進めます。
- 家庭や地域、関係機関との連携のもと、児童・生徒指導の充実に努め、さまざまな教育問題を解決するため、子どもたちへのケアやサポート体制を充実していきます。
- 情報教育の充実を図るため、コンピューターを活用した地域間格差のない情報学習環境の整備や施設間のネットワーク化を進めます。
- 国際化社会に対応した人材の育成やコミュニケーション能力の育成を図るため、外国語指導助手（ALT）の招致をはじめとした国際理解を深める教育を進めます。

#### 【特別支援教育の充実】

- 家庭、学校および福祉、保健部門との連携を図り、個々の状況に配慮したきめ細かな指導体制の構築に努めます。
- 県立特別支援学校東紀州くろしお学園との連携を図るとともに、学習者起点の教育を推進し、就学の弾力化を働きかけます。

#### 【高等学校教育の充実】

- 県立高校の維持および教育内容の充実に向けて、県への働きかけを進めるとともに、学習者起点の教育を推進し、就学の弾力化を働きかけます。

#### 【学校給食の充実】

- 食に関する指導、食育等の推進、及び安全で安心な地元産物を活用した給食の実現に向け取り組みます。
- 老朽化等による給食センターの施設、厨房機器の整備改修については、安全で安心な給食の提供の理念に基づき機材の充実にも努めます。また、合理化等を図る場合においては、施設機能を低下させることなく、経済性及び効率性に配慮した新たな施設建設・運営に最適な手法を検討してまいります。

## ②生涯学習の推進

### 【生涯学習の振興】

- 幅広い年齢層に応じた多様な学習機会の提供に努めるとともに、住民が主体となった生涯学習の企画・運営を支援します。
- 専門知識や技術を有する指導者やボランティアなど人材の発掘・育成に努めるとともに、学習成果の発表機会の場づくりなど学習意欲の高揚を図り、各種団体やサークルの活動・交流を支援します。
- 施設間相互の情報化を進め、生涯学習センターなど既存の生涯学習施設の有効活用・整備を図ります。
- 図書館の機能充実に向けて、蔵書の充実を図るとともに、図書館の情報化や他の図書館とのネットワーク化を進め、住民の利便性の向上に努めます。

### 【スポーツの振興】

- だれもが気軽に参加して楽しむことができる軽スポーツの普及や生きがいづくり・体力づくり・健康増進を目的とした生涯スポーツの拡大を図るとともに、住民が主体となった地域スポーツクラブ<sup>33)</sup>の育成に努めます。
- 体育協会やスポーツ少年団などスポーツ関係団体の育成・支援に努めるとともに、スポーツ活動の充実に向けて、指導者の確保・育成を図ります。
- 体育館やグラウンドなど既存のスポーツ施設の有効活用が図れるよう整備・充実に努めます。

### 【青少年の健全育成】

- 家庭教育の重要性を再認識し、学校・家庭・地域コミュニティ・関係機関との連携のもと、青少年に生涯学習やボランティア活動などへの社会参加を促し、青少年の自主性・社会性が育まれる環境づくりを進めます。
- 青少年健全育成町民会議など関係団体の組織強化を図るとともに、健全育成への住民意識をさらに高め、地域社会全体での取り組みを進めます。



<sup>33)</sup> 地域スポーツクラブ／地域の誰もが参加でき、生涯を通じて継続的にスポーツを楽しめる、地域に根ざした自主運営型・複合型のスポーツクラブ。

### ③地域文化の振興

- 住民が主体となった文化・芸術活動の充実に向けて、文化協会をはじめ団体・サークル活動の育成・支援に努めるとともに、文化講演会やイベントなどを開催し、文化・芸術に触れる機会の充実に努めます。
- 世界遺産である熊野川・御船島などをはじめとした歴史的・文化的資源や有形・無形の文化財などの保存と活用を努めるとともに、国・県・町文化財としての指定を進めます。
- 各地域に保存・伝承されている独自の文化や伝統芸能が今後も伝承されるよう後継者の育成を図るとともに、歴史を生かした新たな芸能が創作されるよう支援します。

### ④人権の尊重

- 人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、人権に関する学習機会の場を提供し、関係機関などと連携を図りながら積極的な人権教育を進めます。
- 広報や啓発チラシを配布するとともに、人権講演会や人権研修会を実施し、人権尊重に対する住民の意識啓発に努めます。



◆主要な施策および取り組みなど

項 目	主要な施策および取り組みなど
①学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 矢渕中学校新築事業</li> <li>■ 教育関連施設の改修・整備</li> <li>■ 学校教育体制の充実</li> <li>■ 学校施設再活用事業</li> </ul>
②生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生涯学習活動の支援</li> <li>■ 生涯学習施設の整備・充実</li> <li>■ 図書館機能の充実</li> <li>■ スポーツ活動の支援</li> <li>■ 地域スポーツクラブの育成・支援</li> <li>■ 体育施設の整備・充実</li> <li>■ 青少年健全育成の推進</li> </ul>
③地域文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 文化・芸術活動の支援</li> <li>■ 文化・芸術事業の充実</li> <li>■ 文化財の保存と活用</li> <li>■ 伝統芸能等後継者の育成・支援</li> </ul>
④人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人権教育の充実</li> </ul>



### 3. 新町における三重県事業の促進



#### (1) 三重県との協力、連携

新町は三重県と協力、連携しながら、交通基盤、防災、産業、保健など各分野において事業や施策を行い、一体的なまちづくりや地域の特色を生かした魅力的なまちづくりを進めます。

#### (2) 新町における三重県事業

##### ①交通基盤の整備

新町の道路ネットワークの整備を図るため、一般国道42号新宮紀宝道路、一般国道42号紀宝熊野道路の早期完成を国に働きかけるとともに、下記の事業に協力、連携します。

道路改良事業	主要地方道 紀宝川瀬線道路改築事業
--------	-------------------

##### ②防災まちづくりの充実

新町における自然災害などによる被害を防止・軽減するため、海岸保全対策などの推進に協力連携します。また、自主防災組織の育成および防災活動の活性化に対する支援や、防災の施設設備に対する助成など、総合的な防災まちづくりに対して支援します。

防災対策事業	神内川河川改修事業
	井田川河川改修事業
	井田地区海岸高潮対策事業
	上地3地区急傾斜地崩落対策事業
	上地4地区急傾斜地崩落対策事業
	里地谷通常砂防事業
	西ノ谷通常砂防事業
かぶち谷通常砂防事業	

### ③産業基盤の整備

新町の農林業の振興と活性化を図るため、生産基盤の整備や農村環境づくりを進めます。

農業生産基盤の整備	中山間地域総合整備事業
-----------	-------------

### ④健康づくりの充実

新町も含めた紀南地域での健康づくり計画を推進し、健康づくりに有益な情報を収集、提供できる体制を整え、さまざまな取り組みを支援します。

健康づくりの推進	ヘルシーピープルみえ・21 きなん地方計画推進事業
----------	---------------------------



# VI. 新町の自治のしくみ

## 1. しくみづくりの方向 .....

### (1) 賑わい集い、みんなが主役のまちづくり（分権・自治）

#### ①住民自治のしくみづくり

##### 【自治意識の高揚】

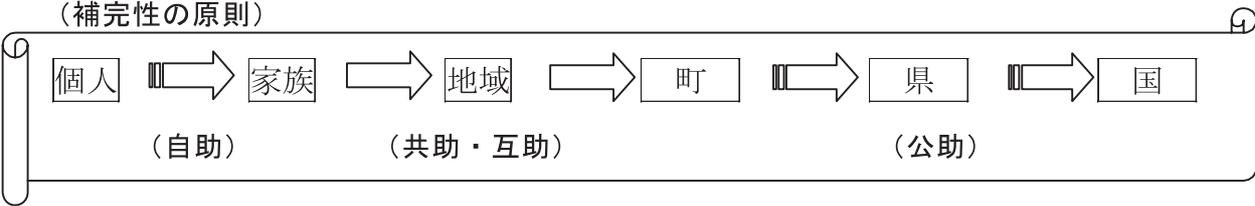
- 住民がまちづくりの主役であり、自分たちにできることはできる限り自分たちで行う自治の意識を持てるよう、意識啓発を積極的に進めます。
- 住民自治の中心的存在として活躍できる人材の育成を図ります。

##### 【自治活動の促進・支援】

- 自治会・区が未結成の地区においては、住民自治の最小単位として自治会・区の早期結成を促します。
- 自治会・区などの身近な地域単位での課題解決に取り組めるよう、防災、福祉、環境などさまざまな分野でのコミュニティ活動を支援し、組織間の連携による基盤強化を促すとともに、その活動拠点となる公民館や集会施設などの整備充実を図ります。
- ボランティアやNPOなど、新町で一体的に取り組む住民活動が活発化するよう、活動に関する情報提供、グループ相互の交流などができる支援拠点機能を充実させます。

地方分権推進一括法の施行以来進展してきた分権型社会では、補完性の原則<sup>34)</sup>に基づき、まず住民が、そして、地域、自治体がそれぞれに自己決定・自己責任が求められています。補完性の原則とは、「家族や地域などの小さな単位でできることは行い、そこでできない場合は市町村や県・国などのより大きな単位で行う」という考え方で、まず自分でできること、家族でできることはその中で＝自助、できないことはコミュニティの中で、あるいは地区の中で＝共助、それでもできないことは市町村や県・国などで行う＝公助という流れになります。

したがって新しいまちにおいては、この考え方を基本に、地域を取り巻くさまざまな課題に住民が主体的に取り組んでいける住民自治のしくみをつくり、それを具現化していく住民と自治体行政の認識の共有化と組織や体制の整備を図っていかなければなりません。



<sup>34)</sup> 補完性の原則／住民が様々な生活をおくるうえで、個人でできないことを家族が、家族でできないことを地域社会が、さらに地域社会でできないことを市町村が、市町村ができないことを国や県が補っていく考え方。

## ②行財政のしくみづくり

### 【開かれた行政の推進】

- 住民と行政との協働で進めるまちづくりに向けて、広報・広聴活動などの充実や積極的な情報公開・情報提供に取り組むとともに、情報の共有化に努め、行政活動をはじめとした公共的活動への参加・参画・協働を進める取り組みに努めます。
- まちづくりの意思決定過程への住民参画を拡大するため、審議会、委員会への参加やワークショップ<sup>35)</sup>などによる計画策定などを積極的に進めます。

### 【行財政運営の効率化】

- 分権型社会に対応できる職員の育成に向けて、職員の意識改革および職員研修による政策形成能力などの向上を図るとともに、住民や関係機関との協働により地域課題に対処できる専門的な職員の確保・育成に努めます。
- 職員の定員・定数管理を徹底しつつ、適材適所による人事管理を行い、柔軟かつ機動的な組織・機構の整備を図ります。
- 行財政改革の視点から事務事業の抜本的見直しを行い、情報通信システムの積極的活用とあわせて、行政事務の合理化を推進します。
- 住民本位の行政サービスに向けて、新町内の郵便局などとの提携による行政文書の発行など、よりよいサービス提供方法の検討・協議を進めます。
- 事務的経費の削減に努めつつ、事業の優先度に応じたメリハリのある投資を行い、堅実に効率的な財政運営を進めます。

### 【広域行政の展開】

- 介護、福祉、医療、環境、消防、地域振興など、紀南地域などで取り組んできた広域的な事務処理を継続するとともに、県と市町村との役割分担のあり方を見据え、県を含めた東紀州地域全体での新しい広域行政の展開を目指します。
- 世界遺産である熊野古道に関する取り組みをはじめ、和歌山県や奈良県との連携を含めた柔軟かつ多様な広域連携を進めます。

## ③男女共同参画社会の推進

- 男女共同参画社会<sup>36)</sup>の形成のため、家庭・学校・職場・地域などあらゆる場における平等の立場での活動意識の高揚を図ります。

<sup>35)</sup> ワークショップ／多様な立場の人が参加して、共同作業を通じてまちづくりに関するアイデアを出し合い、計画づくりなどを進めていく手法。参加者の創造行為と合意形成に焦点をおき、形式張っていない点で通常の会議と異なる。

<sup>36)</sup> 男女共同参画社会／男女が社会を構成する対等なパートナーとして、ともに活躍できる機会が得られ、お互いに協力し合いながら社会を担う社会のこと。

## 2. 地域内分権のしくみづくり .....

新町が持続的に活力ある自治を展開していくため、身近な地区単位で、地域組織や自主活動グループが役割分担しながら自主防災、環境美化、地域福祉、児童・青少年の健全育成、防犯などの活動に取り組めるよう、地区における自治活動の方向性を話し合い、行政がそれを支援していく「地域内分権<sup>37)</sup>のしくみ」の構築を目指します。

### 【住民自治組織の機能強化】

地区単位で、課題の解決に向けた取り組みを協議する場としての機能を高められるよう、既存の地域組織（自治会・区）の体制を強化するとともに、福祉・防災・防犯などの自主活動グループなどとの連携・協力体制の構築を図ります。

また、地域組織が未設置の地域においては、できるだけ速やかな住民自治組織の設置を促します。

### 【住民活動支援機能の充実】

地区単位または集落単位の活動、および自主的かつ公益的なグループ活動が円滑に進められるよう、情報や場所の提供・運営の協力などを行う住民活動支援機能の充実を図ります。

また、住民自治活動と密接にかかわり協働で課題などに取り組むコーディネイター（調整）役としての行政職員の配置をめざします。

### 【地区行政機能の充実】

行政サービスを提供する身近な場として、証明書や行政文書などの発行や連絡機能体制の確立を郵便局などとの業務提携により検討します。

地域内分権のしくみづくりを進めるにあたっては、住民は「自分たちの地域は自分たちの手で」という意識を持ち、行政職員は住民自治を支える専門職としての自覚を持つことが重要です。また、地域内分権のしくみが構築される段階に応じて、住民と行政の役割、責務および権利などについて明確にしていく必要があります、そのため、まちづくり基本条例（仮称）の制定などが考えられます。



<sup>37)</sup> 地域内分権／市町村などにおける住民自治の充実や行政と住民との協働を推進するため、一定区域を単位とした組織が地域自治を組織すること。

◆主要な施策および取り組みなど

項 目	主要な施策および取り組みなど
①住民自治のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■住民自治の意識啓発</li> <li>■地域のリーダー育成・支援</li> <li>■未結成地区自治会・区の結成促進</li> <li>■コミュニティ活動の支援</li> <li>■ボランティアやNPOなどの育成・支援</li> <li>■地区集会所の整備</li> </ul>
②行財政のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■情報公開制度の推進</li> <li>■住民参画機会の拡充</li> <li>■専門職員の育成・配置</li> <li>■行財政運営の効率化</li> <li>■広域行政の推進</li> <li>■本庁舎改修整備</li> <li>■公共施設のバリアフリー化・耐震化</li> </ul>
③男女共同参画社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■男女共同参画の推進</li> </ul>



## VII. 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、効率的な公共施設の活用や整備・運営を進めていく必要があることから、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、重複施設の統合を検討するとともに、既存施設の有効活用が図られるよう、住民とともに施設のあり方を考えていきます。

さらに、新たな公共的施設の整備にあたっては、事業の効果や効率性について十分議論を行い、財政状況などを考慮したうえ、効率的な運営の手法も含めてそのあり方を十分に検討します。

また、保育所や幼稚園、小・中学校の整備などについては、将来人口の推計とともに少子化対策や地域特性などを考慮し、長期的展望に立った検討を行います。



# VIII. 財政計画

本計画における財政計画は、平成18年度から令和7年度までの20年間について、施策の計画的な実施と長期的な展望に立って限られた財源の効率的な運用を図るために策定するものです。

財政計画を策定するにあたっては、健全な財政運営を行うため、歳入歳出それぞれに過去の実績や合併によるさまざまな効果を考慮し、原則として現行制度が継続されるものとして普通会計ベースで策定したものです。

また、現在の経済情勢では、経済成長による歳入の伸びを見込むのは難しいことから、概ね現状維持を基本としています。

各項目の前提条件は、次のとおりです。

## 1. 歳入

### (1) 地方税

過去の町村税の実績額に国からの税源移譲を考慮し、さらに人口推計による増減率を反映させて算定しています。

### (2) 地方交付税

普通交付税については、人口等の将来見通しを考慮しつつ、合併算定替特例（旧町村単位の算定額合計を保障）により推計した額に、合併特例債償還費（償還額の70%）及び合併補正措置（行政の一体化に要する経費分）を加算しています。なお、合併算定替分については、平成28年度から段階的に減額され、令和3年度以降は激変緩和期間が終了するため、一本算定での算定をしています。

特別交付税については、合併に係る特別交付税措置を加味したうえで、普通交付税との関連性を保ちつつ算定しています。

### (3) 国・県支出金

過去の実績等を基本にして算定しています。

#### (4) 地方債

#### (5) その他

基金繰入金及び繰越金以外のその他の歳入項目については、過去の実績等を基本にして算定しています。

基金繰入金については、各年度の歳入歳出を同額とするため、歳入不足となる年度は財政調整基金からの繰入れを行っています。

## 2. 歳 出

#### (1) 人件費

人件費については、過去の実績を基本にし、令和2年度からは、会計年度任用職員制度の導入に伴い、これまで物件費で計上していた賃金等を人件費に計上しています。

#### (2) 扶助費

過去の実績等を基本にし、高齢者人口の将来見通しを考慮した増加見込み額を加味して算定しています。

#### (3) 公債費

既に借り入れしている地方債に係る元利償還金に、今後借り入れを予定している投資的事業にかかる地方債の元利償還見込額を加えて算出しています。

#### (4) 物件費

過去の実績等を基本にし、令和2年度からは、会計年度任用職員制度の導入に伴い、これまで物件費で計上していた賃金等を人件費に計上しています。

#### (5) 補助費等

過去の実績等を基本にして算定しています。

#### (6) 普通建設事業費

計画的に実施される新町建設計画における主要事業及び通常の普通建設事業を見込んで算定しています。

## (7) その他

積立金以外のその他の歳出項目については、過去の実績等を基本にして算定しています。

積立金については、合併後の地域振興を目的とする「合併市町村振興基金」の積立てを見込むほか、各年度の歳入歳出を同額とするため歳入超過となる年度は財政調整基金への積立てをしています。

# 財政計画表

(単位:百万円)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	1 1 地方税	1,020	1,107	1,110	1,088	1,096	1,083	1,101	1,077	1,077	1,060	1,039	1,049	1,013	1,023	1,017	1,006	996	986	965
2 2 地方交付税	2,174	2,173	2,277	2,336	2,670	3,175	2,849	2,753	2,763	2,938	2,863	2,769	2,763	2,818	2,880	2,714	2,722	2,723	2,728	2,724
3 3 国・県支出金	601	749	734	1,341	1,073	1,830	1,756	1,615	1,039	866	1,001	860	904	832	2,410	893	893	893	893	893
4 4 地方債	763	695	761	898	853	932	748	758	742	580	572	718	1,411	844	1,091	1,153	526	532	529	525
うち合併特例債	349	395	477	404	393	355	272	258	270	225	299	292	684	351	270	100	100	60	60	59
5 5 その他	745	706	777	768	816	1,061	1,159	1,015	1,389	1,227	1,144	1,097	1,292	1,342	1,252	1,302	1,307	1,327	1,332	1,362
うち財政調整基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0	100	220	200	200	200	200	200	220	220	250
計	5,303	5,430	5,659	6,431	6,508	8,081	7,613	7,218	7,010	6,671	6,619	6,493	7,383	6,859	8,650	7,068	6,444	6,461	6,447	6,459

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	1 1 人件費	1,187	1,114	1,098	1,103	1,062	1,152	1,053	1,059	1,047	1,047	1,048	1,054	1,045	1,037	1,390	1,376	1,376	1,376	1,376
2 2 扶助費	306	379	376	397	551	792	605	625	667	652	726	746	711	722	770	725	732	739	746	753
3 3 公債費	604	628	629	620	656	652	663	657	727	764	798	812	842	881	921	1,013	1,046	1,017	985	955
4 4 物件費	780	755	772	824	861	1,700	956	889	944	991	1,003	1,038	972	1,022	965	708	701	694	687	680
5 5 補助費等	717	700	733	1,205	938	974	895	969	932	1,138	1,166	801	830	837	2,201	893	894	898	916	909
6 6 普通建設事業費	745	775	890	1,005	919	848	837	1,726	1,124	574	736	876	1,553	1,171	1,572	1,496	842	902	882	932
うち合併特例事業	367	416	502	425	414	374	286	271	284	237	315	307	720	369	284	105	105	64	64	62
7 7 その他	647	707	724	810	834	1,265	1,987	965	1,002	833	913	833	1,026	687	831	857	853	835	855	854
うち財政調整基金積立金	0	1	1	2	2	1	1	2	16	13	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1
計	4,986	5,058	5,222	5,964	5,821	7,383	6,996	6,890	6,443	5,999	6,390	6,160	6,979	6,357	8,650	7,068	6,444	6,461	6,447	6,459

## 財政用語の説明

### 【歳入関係】

#### □地方税

地方税法に基づき地方公共団体が徴収する税をいう。

地方税は、その用途について何ら制限されることなく自由に使用できる「普通税」と、その税収入が特定の目的のために使用されなければならない「目的税」とに分類することができる。

市町村が徴収する普通税としては、市町村民税、固定資産税、市町村たばこ税、軽自動車税などがある。

《普通税》

- 市町村民税……個人と法人に区分され、均等割と所得割（法人税割）によって課税され、市町村民税は道府県民税と合わせて一般に住民税と呼ばれるもの。
- 固定資産税……土地、家屋、償却資産に区分され課税される。償却資産は事業の用に供する資産で法人税法・所得税法で損金又は必要経費に計上できるもの。
- 市町村たばこ税…市町村内で消費されるたばこ千本当たりを単位に課税されるもの。
- 軽自動車税……原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に1台当たりの定額で課税されるもの。

#### □地方交付税

全国的に見ると地域によって地方税の収入額に差があるため、標準的な行政を行うための支出に比べ地方税収入が不足する地方自治体に対し、その差額を埋めるために、国に一旦集めてから交付される税。国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合が地方交付税の総額となる。

各自治体の基準財政需要額(適切な水準で行政を行うために必要な経費)と基準財政収入額(税等をどの程度確保できるか試算した額)を算定し、財源不足がある自治体は普通交付税として財源が補てんされる。

また、特別交付税は、合併、災害対策等の特別の財政需要がある場合に財源が補てんされるものをいう。

基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 財源不足 = 地方交付税（普通交付税）

基準財政需要額	
基準財政収入額	財源不足 = 地方交付税

#### □国・県支出金

義務教育、住民福祉、道路の建設など市町村が行う事務で、国と地方公共団体が経費を負担しあつて仕事をする場合に、国や県も責任を持って、その事務を奨励するために、国・県が支出する負担金、補助金などをいう。

#### □地方債（市町村債）

地方公共団体が資金調達のために負担する債務であつて、その返済が年度を超えて行われるもの。地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則とされているが、地方財政法に定められた公共施設等の建設事業や災害復旧事業などについて地方債を発行することができる。その他にも、合併特例法などの特例法によって定められている事業について地方債（合併特例債）を発行することができる。

### ○合併特例債

市町村の合併の特例に関する法律により認められた地方債で、新町まちづくり計画に基づき、新町の一体性の速やかな確保や均衡ある発展に資するために行う事業などの財源として充当できる。

### □その他

#### ○地方譲与税

国が徴収し、地方公共団体に対して譲与する税をいう。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある。

#### ○利子割交付金

利子所得に対する20%の利子税が、国15%、県5%の割合で按分され、県配分額から事務費を除いた5分の3が町村に交付される。

#### ○地方消費税交付金

地方消費税は、地方税源の充実を図る目的で平成9年4月から導入された税で、県が課する地方税であり、消費税と同様に広く消費に負担を求める消費課税である。徴収は、当分の間、国において消費税と併せて行われ、都道府県間において消費に関連した基準により清算が行われる。

清算後の金額の2分の1に相当する額を地方消費税交付金として、市町村へ人口および従業者数で按分して交付されるもの。

#### ○地方特例交付金

国の恒久的な減税実施に伴う地方公共団体の地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、国から支出される交付金。

将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間、恒久的な減税に伴う減収見込額の4分の3（一部控除がある）が交付されるもの。

#### ○分担金及び負担金

市町村の一定の事業について特別の利益関係にある者が、その事業の執行に要する経費の全部又は一部を、その事業の受益の程度に応じて負担するもの。

#### ○使用料及び手数料

使用料とは、住民が体育館など公共の施設を使用した場合などに徴収するもの。

手数料とは、地方公共団体が特定の者のために提供するサービスに対し、その費用を償うため徴収するもの。具体例では、住民票・印鑑登録証明の手数料など。

#### ○繰入金

地方公共団体が設定している数個の会計（一般会計、特別会計、基金など）間相互における現金の所属を移す場合に用いられる用語。一般会計の歳入に不足を生じる場合に、財政調整基金から取り崩しを行って不足分を穴埋めする場合などに用いられる。

## **【歳出関係】**

### □人件費

人件費に属するものとしては、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給与、地方公務員共済組合負担金、などがある。

### □扶助費

地方公共団体が、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の法令に基づき、自治体から現金又は物品の別を問わず、該当する住民に対して直接支給される経費。

なお、扶助費は、人件費及び公債費と共に義務的経費に属し、任意に削減、圧縮できない経費であり、財政構造上からもできうる限り構成比率が低いことが望ましいとされている。

## □公債費

市町村が借り入れて返済する地方債の元金および利子の償還額。  
なお、公債費は、人件費及び扶助費とともに義務的経費であるが、人件費や扶助費と違い、過去の債務の支払いに要する経費。

又、公債費は、当該団体の地方税又は使用料収入等を財源として償還されるが、中には償還財源について、国が元利補給する場合や利子補給のみをする場合、あるいは地方交付税の基準財政需要額に算入する場合がある。

## □物件費

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の自治体が支出する消費的性質の経費の総称。  
具体的には、職員の旅費、消耗品費、臨時職員の賃金、通信費、備品購入費、委託料、使用料および賃借料、原材料費などの経費がある。

## □補助費等

具体的には、報償費（報償金および賞賜金）、役務費（火災保険、自動車損害保険等の保険料）、負担金、補助及び交付金、補償、補てん及び賠償金、公課費などの経費がある。

## □普通建設事業費

道路、公民館、学校、庁舎など施設の新増設等の建設事業のための投資的経費。普通建設事業債は、地域社会の発展のためには、最も積極的で効果的な事業であり、いわゆる社会資本の形成となるもの。又、普通建設事業費は、国庫支出金を財源の一部とする補助事業と、市町村独自で行う単独事業とに分類される。

## □その他経費

### ○維持補修費

建設した公共施設等を維持するために必要となる修繕費などの経費。施設の増改築などのように、建物の形状・構造を変えてしまう経費は含まれない。

### ○繰出金

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費。

### ○積立金

財政運営を計画的にするため、又は財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、財政規模及び税収その他の歳入の安定性の程度に応じ積み立てる金銭をいい、地方自治法上は「基金」として処理されるもの。

## 《用語解説一覽》

No.	ページ	用語	用語の説明
1	1、6、8、10 12、19、21 25、29、38 39	協働	住民をまちづくりのパートナーと位置付け、まちづくりを住民とじっくり対話しながら進めていく体制づくりを行うとともに、住民の自主的な活動を促進することにより、住民の参加意識の高揚と多様な交流のあるまちづくりを行うこと。
2	7、10	地方分権	県や市町村といった地方公共団体が自主性・自立性をもって、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていくこと。
3	7、9、10、37	分権型社会	国の許認可などの関与や規制が少なくなり、個々の地方自治体が、それぞれの地域の実情や住民ニーズに応じた、きめ細かで多様な行政を推進することができる社会。
4	9、22、25 37、40	コミュニティ (地域コミュニティ)	地域社会。ある一定の地理的範囲を伴う、人々が連携して活動する場のことで、町内会、自治会などのことをいう。
5	12、25	コミュニティケア	精神衛生などの分野で、地域社会の場で患者に対するケアを行っていくようにする考え方、または、システム。
6	12、26、27	学童保育	昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等に対し、放課後、保護者に代わって一定時間保育する（預かる）こと。
7	13	グリーンツーリズム	自然豊かな農山村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
8	13	ブルーツーリズム	沿岸部において、海辺での生活体験や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
9	13	ゾーニング	都市計画などで地域を機能別に分けて建物を配置すること。
10	14、16、25	レクリエーション	余暇時間に行われるスポーツ・芸術・娯楽など。
11	19、21、23	循環型社会 (資源循環型社会)	廃棄物等の発生を抑制し、排出された廃棄物等については、できるだけ資源として利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会のこと。
12	19、25、26 27、29、32 37、40	ボランティア	誰もが、自分でできることを自分の意思で周囲と協力しながら無償で行う活動のこと。
13	20、22	インターネット	各地に散在するコンピュータネットワーク同士を専用線によって接続した巨大なネットワークのこと。
14	20、22	ケーブルテレビ	テレビの有線放送（ケーブルテレビ）サービス。同軸ケーブルや光ファイバーを利用してテレビ番組を加入者に配信する。山間部や人口密度の低い地域など地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発された。その他多チャンネル放送や電話サービス・インターネットサービスなどを武器に、都市部でも加入者を増やしている。

No.	ページ	用語	用語の説明
15	22、25、40	バリアフリー	日常生活を営むうえで妨げとなるあらゆる障害（バリア）を除去すること。道路、施設などのハード面だけでなく、心理的な障害をなくすことも含めて用いられる。
16	22	ユニバーサルデザイン	障害者、高齢者、健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。
17	23	ポケットパーク	集合住宅や団地・道路脇に附属した小さな公園。
18	23	I T	Information Technology の略で、情報技術の意。情報通信技術からその応用利用場面まで広く利用され、コンピューターやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称して言う。
19	25、26、27 37、40	N P O	Non-Profit Organization の略。民間非営利団体。継続的、自発的に社会活動を行う、営利を目的としない市民活動団体。
20	25	心のバリアフリー	全ての人々が安心して暮らせるまちをつくりあげるため、それぞれの立場をお互い理解し、心のつながりを持つことによって実現しようとする。
21	25	ノーマライゼーション	社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
22	25、27	シルバー人材センター	高齢者に地域社会の臨時的・短期的な仕事を提供することを目的とする団体。1986年に高齢者雇用安定法で法制化。
23	25	デイサービス	在宅介護を要する老人のための入浴・食事・日常動作訓練、また介護方法の指導などを行う福祉サービス。
24	25	居住地福祉	高齢者や障害者が施設に入ってケアを受けるのではなく、住んでいる所で様々な福祉サービスを受けようという考え方。
25	25	グループホーム	高齢者や障害者が共同生活を営む施設において、入浴、排泄、食事等の介護等、日常生活上での世話及び機能訓練を行うサービス。
26	28、30	地産地消	「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解や信頼を深める取組みとして期待されている。
27	28	ベンチャービジネス	専門技術を駆使して新事業を開発する創造的ビジネスのこと。
28	28	コミュニティビジネス	地域住民が地域内の問題解決と生活の質の向上を目指す地域の元気づくりのための事業や地域資源を活かして環境、福祉、教育などの幅広い分野でまちづくりと連携して進めるビジネスのこと。
29	29	U I J ターン	都市に居住する人が卒業、就職、転職などを機会に、故郷（Uターン）や故郷に近い地方（Jターン）、あるいは自分の出身地以外の地方（Iターン）へ居住を移すこと。

No.	ページ	用語	用語の説明
30	29	バイオマス発電	食品廃棄物や家畜のふん尿、剪定樹木・木くずを発酵させ、発生したメタンガスを燃料として発電するもの。
31	29	紀南ツアーデザインセンター	紀南地域の観光・集客交流事業対策として当地域の自然・文化資源などを活用して、観光・集客交流事業のあるべき方向性を示し、地域(民間)に具体的な行動の機会を提供する拠点施設として設置。
32	29	エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。
33	32、34	地域スポーツクラブ	地域の誰もが参加でき、生涯を通じて継続的にスポーツを楽しむ、地域に根ざした自主運営型・複合型のスポーツクラブ。
34	37	補完性の原則	住民が様々な生活をおくるうえで、個人でできないことを家族が、家族でできないことを地域社会が、さらに地域社会でできないことを市町村が、市町村ができないことを国や県が補っていく考え方。
35	38	ワークショップ	本来、作業場・研修会などの意であるが、まちづくりの分野では、多様な立場の人が参加して、共同作業を通じてまちづくりに関するアイデアを出し合い、計画づくりなどを進めていく手法をいう。参加者の創造行為と合意形成に焦点をおき、形式張っていない点で通常の会議とは異なる。
36	38、40	男女共同参画社会	男女が社会を構成する対等なパートナーとして、ともに活躍できる機会が得られ、お互いに協力し合いながら社会を担う社会のこと。
37	39	地域内分権	市町村などにおける住民自治の充実や行政と住民との協働を推進するため、一定区域を単位とした組織が地域自治を組織すること。



### (1) 住民からの意見

本計画「新町まちづくり計画」(新町建設計画)を策定するにあたり、できるだけ多くの住民の皆様からご意見をいただくために、「新しいまちづくりのためのアンケート調査」の実施、新町建設計画検討小委員会・策定分科会・各種団体意見交換会・住民説明会を開催しました。寄せられたご意見などは多分野にわたり、計画策定に反映させていただきました。

### 1. 新しいまちづくりのためのアンケート調査

#### 【調査内容】

新町まちづくり計画(新町建設計画)の策定において、新町のまちづくりに対する住民の意向を把握し、得られた結果を反映することを目的として、下記のようにアンケート調査を実施しました。

その中から、主な質問の結果をまとめました。

#### 【調査の方法】

- ① 調査対象地域 : 紀宝町及び鶺殿村 全域
- ② 調査対象者 : 紀宝町及び鶺殿村に在住の20歳以上の方から無作為に抽出
- ③ 調査期間 : 平成16年2月18日(水)～2月27日(金)
- ④ 調査数 : 1, 100人
- ⑤ 調査方法 : 郵送法による質問調査法。回答は、予め選択肢を用意したほか、一部、記述回答を含む。

#### 【配布・回収数】

配布数	回収数	回収率
1, 100	464	42. 18%